

(封ウハ書)

「山田市之允様 木戸準一郎  
三好軍太郎様 大急キ  
」

鈴木静雄其外

入薩罷在候始末、  
兼而嚴重従

朝廷被仰出候辺  
も有之、巡察使

一統も驚愕苦  
心公然巡察使に

申出候而ハ護送之  
令を下候上今日

まで潜匿を免  
し候罪を不問而

ハ不相成、左様相  
成候而ハ一難事

出来候ニ付、山口藩  
方之受取人として

兵隊世話役秋村  
欽一郎、島田助七、

山縣太郎吉同行  
為致、直薩藩

被差越候由付而ハ  
一応長崎ニ被立

寄御堀へも相談  
いたし候都合ニ付、今

日李家口氣ニ而

ハ自然御堀考

違之儀有之候

而も不都合千万

ニ御座候間、右之

趣大略河野

へも御申談被下

候様仕度、左候て

元来之次第者

河野承知ニ候間旁

可然と奉存候、已ニ

秋邨等長崎へ参り

間に合不申歟も

難計候へとも、自然

不都合之訳ニ御座

候ハ、長崎より急

ニ薩州へ一書ニ而

も河野着之上差

越候ハ、双方

政府之情実ハ

通徹可仕と相考

申候、先ハ為其

差急、早々頓首

三月廿六日